

佐賀県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月三十日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 延長
県道 鷹島肥前線	官公有無番地先（長崎県松浦市鷹島町神崎免字真立一六〇六番一地先）から唐津市肥前町星賀字辰入甲二一七六番一地先まで唐津市肥前町星賀字行田山乙五七二番一地先から唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五五七番一地先まで	変更前の幅員延長
		後の幅員延長
	前	後
	—	一四六・七 一・五
	—	一二・一 二四・四
	—	一、九九五・四 一二三・六